

都営拝島町三丁目アパート地区の地区計画の策定について

1. 計画区域 拝島町三丁目及び五丁目各地内

昭島市域**拝島町三丁目地区** : 昭島市域 : 一団地の住宅施設 : 地区計画区域及び
地区整備計画区域

2. 策定理由

拝島団地については、昭島都市計画「拝島一団地の住宅施設」により整備が行われ、現在に至っていますが、東京都の住宅施策の見直しに伴う土地の有効活用（自然環境デジタルミュージアム）を図るため、「一団地の住宅施設」を廃止し、地区計画策定の検討を進めています。

3. 策定スケジュール

令和8年7月 都市計画素案説明会（実施済）

9月 都市計画（原案）の作成、原案説明会、縦覧（都市計画法第16条）

10月 東京都へ協議（都市計画法第19条）

11月 都市計画（案）の作成、縦覧（都市計画法第17条）

12月 都市計画審議会にて諮問

令和9年1月 都市計画決定、告示

4. 素案説明会

【概要】

開催日時	会場	参加者数
令和8年7月22日（水）19:00～20:00	やまのかみ会館	22名

【主な質疑応答】

- 東京都のデジタルミュージアムができるから都市計画を変更するのか。

⇒ミュージアムも一因であるが、東京都が都営住宅の当初計画を見直し、新たに住宅の建設はしないこととなったため、新たな全体計画を検討する流れである。

- 三角広場は今回の計画に関わりはあるか。

⇒今回の計画変更に伴い、所有者である東京都が今後土地利用を検討していく。

- ミュージアムの計画はどのようなものか。地域住民も活用できる施設を希望する。

⇒基本的には標本などを集めて収蔵する施設であり、一部については標本等を見られるような場所を設け、ワークショップなどのできる、地域の方が使えるような学習の場も設けると聞いている。

- 新しい公園2号もやまのかみ公園と同じような管理がされるのか。

⇒新しい公園も最終的には市の管理になるため、同じ扱いになると思われる。

「東京における都市計画道路の整備方針」について

東京都、特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線等を定めた「東京における都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去 4 回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

この度、社会情勢の変化、道路を取り巻く課題等を踏まえ、より効率的な道路整備を推進していくため、都区市町が協働のもと、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

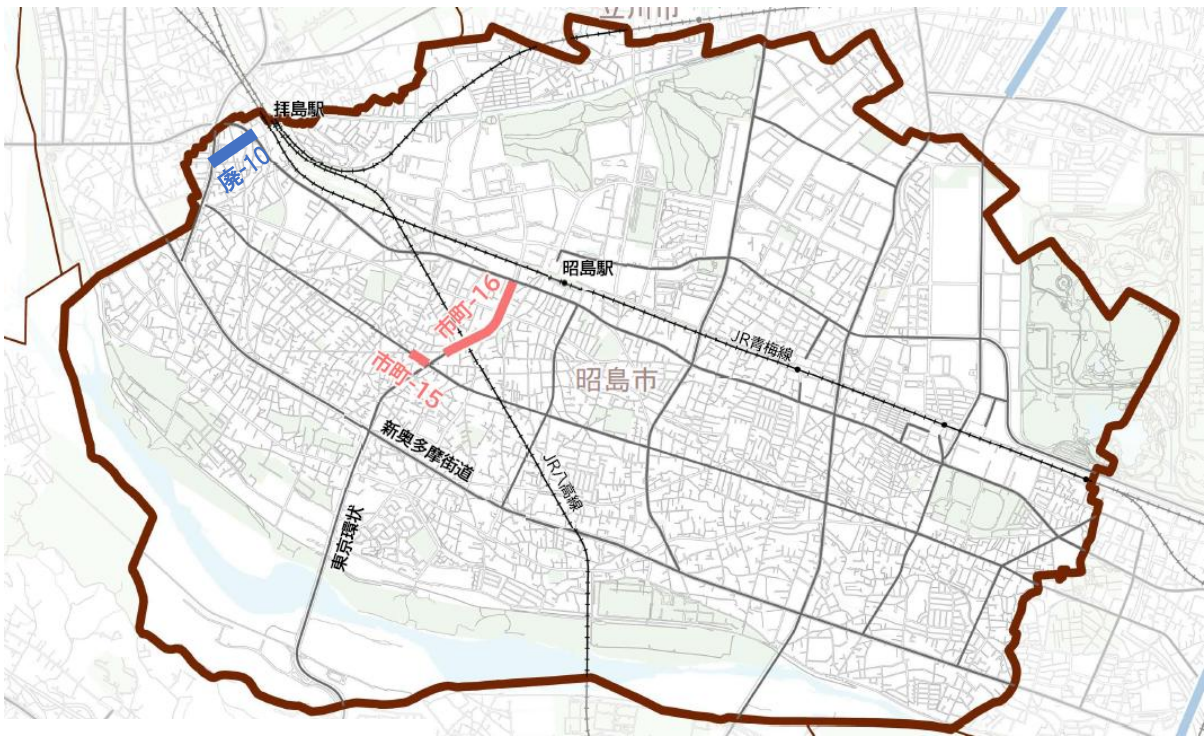
1. 期 間 令和 8 年度～令和 22 年度（15 年間）

2. 整備方針の内容

- ・東京の都市計画道路の現状
- ・道路整備の「基本理念」と「基本目標」
- ・都市計画道路の必要性の検証
- ・優先整備路線等の選定（第五次事業化計画）
- ・今後の都市計画道路整備に向けた取組

3. 本市における優先整備路線及び廃止候補路線

路線種別	施行者	路線名	区間	延長
優先整備路線	昭島市	昭島 3・4・1	昭島 3・4・18～緑町 1 丁目	約 110m
優先整備路線	昭島市	昭島 3・4・18	田中町 1 丁目～昭島 3・4・2	約 570m
廃止候補路線	昭島市	昭島 3・4・19	昭島 3・4・2～昭島 3・1・10	約 220m



昭島市まちづくり条例の制定について

昭島市まちづくり条例を令和8年7月7日に制定いたしました。（第4章の施行日は令和9年1月1日です。）

1. 目的

この条例は、良好な市街地形成に向けたまちづくりについて基本理念を定め、昭島市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民主体のまちづくりの仕組みに関する事項及び良好な開発事業への誘導のために必要な事項を定めることにより、昭島市都市計画マスタープランに掲げる目指す都市の姿の実現に寄与することを目的とします。（第一条）

2. 主な内容

I 基本理念及び市、市民、事業者の責務

〈基本理念〉

安全で便利な都市基盤と、水や緑に恵まれた環境の調和を大切にし、人と環境が共生する、持続可能な社会を目指します。

市・市民・事業者が相互理解のもと協働してまちづくりを進めます。（第三条）

〈市・市民・事業者の責務〉

市は、マスタープランに基づき、基本理念の実現に向けてまちづくりを推進、市民の意見を反映し、情報発信を行い、市民の主体的な活動を支援しなければなりません。（第四条）

市民は、まちづくりの主体として、基本理念とマスタープランを理解するよう努め、積極的にまちづくりに参加・協力しなければなりません。（第五条）

事業者は、基本理念に沿って、地域の目指す姿の実現に協力し、開発事業では地域特性を踏まえ、地域社会との共生に努めなければなりません。（第六条）

II 市民主体のまちづくりの仕組み

地区の住民が自らの地区を考える地区まちづくり協議会の認定や、その協議会において検討した地区のルールを定めた地区まちづくり計画の認定等を規定しています。

III 大規模開発事業における手続き及び開発における技術基準

大規模な土地取引時の届出や土地利用構想の周知を事業者に課し、市民が大規模開発

事業に対し、早い段階から意見を提出できる規定を設けています。

また、従来の昭島市宅地開発等指導要綱のうち、開発事業の手続や最低敷地面積等の技術基準を定めています。

3. その他

条例の施行に合わせ、昭島市まちづくり条例施行規則を制定しました。